

亀山市立中部中学校 学校運営協議会 専門部会設置要領

（目的）

第1条 「亀山市立中部中学校学校運営協議会会則」（令和2年4月1日施行）第14条に基づき、次に掲げる専門部会を設置する。

- （1）地域連携部会
- （2）学校支援部会
- （3）環境安全部会
- （4）特別部会

（部会員の任期）

第2条 各専門部会の部会員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠部会員の任期は前任者の残任期間とする。

（専門部会長および副部会長）

第3条 各専門部会には、学校運営協議会（以下協議会）の承認を得て専門部会長（以下部会長）を置く。

2 部会長は、各専門部会の部会員の中から、協議会会長が指名する。

3 部会長は、当該専門部会の会務を掌理するとともに、必要に応じて会議を招集し議長となる。また、協議会との情報交換に努める。

4 各専門部会には、部会長の求めに応じて副部会長を置くことができる。副部会長は、部会長が指名する。

（地域連携部会）

第4条 地域連携部会は、学校における各種行事ならびに地域行事等に関する学校と地域の連携促進および学校・地域間の情報共有等に努めるものとする。

2 本部会は、次の各号に掲げる者（部会員）をもって組織する。

- （1）本校区内小学校の学校運営協議会会長
- （2）本校区内まちづくり協議会会長
- （3）本校区内連合自治会長ならびに自治会長
- （4）本校地区協議会会長 ※地区協議会については別に規定
- （5）本校PTA本部役員
- （6）本校PTA地区部委員
- （7）本校の関係学校職員
- （8）その他必要と認める者

3 年1回以上、適切な時期に全体会を開催するものとする。また、必要に応じて小委員会（部会員の一部をもって組織）等を開くことができる。

(学校支援部会)

第5条 学校支援部会は、学校における生徒活動（学習活動・部活動・その他の生徒が主体となる活動）の支援ならびに見守り等に努めるものとする。

2 本部会は、次の各号に掲げる者（部会員）をもって組織する。

- (1) 本校区内保護司
- (2) 本校区内主任児童委員
- (3) 本校PTA教養文化部員
- (4) 本校の関係学校職員
- (5) その他必要と認める者

3 年1回以上、適切な時期に全体会を開催するものとする。また、必要に応じて小委員会（部会員の一部をもって組織）等を開くことができる。

(環境安全部会)

第6条 環境安全部会は、学校における環境整備ならびに生徒の安心安全に係る環境保証等に努めるものとする。

2 本部会は、次の各号に掲げる者（部会員）をもって組織する。

- (1) 本校PTA体育整備部委員
- (2) 本校PTA教養部委員
- (3) 交通安全、防災、環境整備、学習支援、部活動等の学校環境に係るボランティア
- (4) 本校の関係学校職員
- (5) その他必要と認める者

3 年1回以上、適切な時期に全体会を開催するものとする。また、必要に応じて小委員会（部会員の一部をもって組織）等を開くことができる。

(特別部会)

第7条 特別部会は、学校における特別な事項について協議するものとする。

2 特別部会は、協議会会長または校長の求めに応じて設置することができる。

3 本部会の部会員は、特別な事項の内容に応じて、協議会会長がその都度任命する。

4 必要に応じて小委員会（部会員の一部をもって組織）等を開くことができる。

(事務局)

第8条 専門部会の事務局は、学校に設置するものとし、協議会事務局がその責を担う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、部会長が各種会議に諮って定める。

附則 この要領は、令和7年4月17日より施行する。